

○総務省告示第三百二十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和四年九月二十九日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変更後

変更前

【第1・第2 略】

【第1・第2 同左】

第3 利用者設備識別番号に関する事項

第3 【同左】

電気通信番号	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容
電気通信番号の種別	電気通信番号の使用に関する条件
【略】	【略】
データ伝送携帯電話番号 GHJKLMN (ただし、英字は十進数字とし、D E F G Hは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が回200DEFGHJKLMNであるものに限る。以下「0200番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの、同条第15号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を行うもの又は同規則第19条の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法(昭和25年法律第131号)第27条の14第1項の認定を受けていること。 【2 略】
回20CDEFGHJK (ただし、英字は十進数字(Cは0及び4を除く。)とし、CDEは総務大臣	第1 自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が回20CDEFGHJKであるものに限る。以下「0200C番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの、同条第15号に規定するローカル5Gの

電気通信番号	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容
電気通信番号の種別	電気通信番号の使用に関する条件
【同左】	【同左】
データ伝送携帯電話番号 GHJKLMN (ただし、英字は十進数字とし、D E F G Hは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が回200DEFGHJKLMNであるものに限る。以下「0200番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの、同条第15号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を行うもの又は同規則第19条の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法(昭和25年法律第131号)第27条の13第1項の認定を受けていること。 【2 同左】
回20CDEFGHJK (ただし、英字は十進数字(Cは0及び4を除く。)とし、CDEは総務大臣	第1 自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が回20CDEFGHJKであるものに限る。以下「0200C番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの、同条第15号に規定するローカル5Gの

<p>の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。) (令和3年12月末日までに総務大臣が指定したものに限る。)</p>	<p>無線局による無線通信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。) の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法第27条の14第1項の認定を受けていること。 [2・3 略] [第2 略]</p>	<p>の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。) (令和3年12月末日までに総務大臣が指定したものに限る。)</p>	<p>無線局による無線通信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。) の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法第27条の13第1項の認定を受けていること。 [2・3 同左] [第2 同左]</p>
<p>音声伝送携帯電話番号 回70CDEFGHJK、回80CDEFGHJK及び回90CDEFGHJK (ただし、英字は十進数字(Cは0を除く。))とし、CDEは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)</p>	<p>[第1・第2 略] 第3 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するもの)に限る。) の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法第27条の14第1項の認定を受けていること。 [2～4 略]</p>	<p>[同左]</p>	<p>[第1・第2 同左] 第3 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するもの)に限る。) の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法第27条の13第1項の認定を受けていること。 [2～4 同左]</p>
<p>[注1～4 略] [第4・第5 略] [別表第1～別表第4 略]</p>			
<p>標準 様式〇 [ ] 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>			

## 附 則

この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。